

令和8年第1回
久御山町教育委員会定例会
議事録

令和8年 第1回久御山町教育委員会定例会 議事録

- 1 招集年月日 令和8年2月2日
- 2 招集の場所 久御山町役場5階 会議室51・52
- 3 開 会 令和8年2月2日 午後2時45分開会宣告
- 4 出席委員 内 田 智 子
寺 井 恵太郎
豊 田 美 幸
阿 部 拓 児
田 口 賀 彦
- 5 職務のため出席した者の職氏名

教 育 次 長	中 務 一 弘
学校教育課長	西 村 一 平
生涯学習応援課長	星 野 佳 史
学校教育課長補佐	内 田 明 子
書 記	藪 内 雄 基

6 付議案件

議案第1号 久御山町こどもの未来魅力化条例制定について

議案第2号 久御山町こども園・学校給食代替者補助要綱の制定について

議案第3号 久御山町放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

7 会議の経過

午後2時45分 開会

○内田教育長 それでは、ただ今から令和8年第1回久御山町教育委員会定例会を開催いたします。本日の議事録署名委員ですけれども、豊田委員と阿部委員でお願いいたします。第6回及び第7回の議事録につきましては、本日配付してご覧いただきたいと思います。存じております。よろしければご承認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員全員 はい。

○内田教育長 ありがとうございます。次に報告についてでございます。まず12月5日です。東角小学校50周年記念式典が行われまして、子ども主体の温かい式典が催されました。それから1月12日には二十歳のつどいがございまして、152名の参加のもと、コンベンションホールにおいて華やかに挙行されました。委員の皆様方、ご出席ありがと

うございました。また、1月17日青少年主張発表会、翌日18日のくみやまマラソンにおきましても各団体の皆様のご尽力のもと、本当に素晴らしい大会となりました。それから午前中にもご報告させていただきましたけれども、本町の3こども園が令和8・9年度の2年にわたり、京都府公立幼稚園・こども園教育研究会から研究指定園ということで通知が参りましたことをご報告させていただきます。今後、久御山学園として3園合同で研修を進めていくということでございます。それから1月28日、民生教育常任委員会、休会中の事務調査におきまして、仲よし学級の民間委託締結業者からの説明の方がありました。大変丁寧に説明していただいたので、委員の皆様もよく理解をしていたと聞いております。それから同じく常任委員会におきまして、教育大綱の進捗状況の説明を行い理解を求めたところでございます。それから2月1日、昨日ですけれども、旧山田家保存活用計画の策定に向けた検討会議がありまして、途中までできております計画についていろいろとご意見をいただき、今年度末の完成に向けてさらにブラッシュアップしていきたいと考えております。以上、報告とさせていただきます。

○内田教育長 それでは議事に移ります。議案第1号久御山町こどもみらい魅力化条例制定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○西村学校教育課長 それでは、久御山町こどもみらい魅力化条例制定についてご説明いたします。議案第1号をご覧ください。当委員会では、今まで条例制定の背景や目的等について説明させていただきまして、その後、外部委員会において教育委員からは寺井委員の方にご参画いただく中でご議論いただきまして、またパブリックコメントを実施する中で最終の案を固めさせていただきました。資料1枚目が議案書、2枚目、3枚目が条例の本文となっております。その次の条例案の説明資料の方をご覧ください。4枚目になります。こちらの資料で説明の方させていただきます。まず一番上です。条例の構成としましては、前文から6項目まで合計7つの項目で整理をしております。まず前文のポイントとしましては、3段落目、このような現状を踏まえ、こどもの権利が尊重され、生まれ育つ環境に左右されることなく課題や困難があっても、その将来に夢や希望を持ちつづけ成長していけるよう、こども及び妊婦を含めた全ての子育て家庭に対し、町の責務や、保護者、地域住民等、こども園・学校・事業所及び町内企業のそれぞれの役割を明確にし、まち全体「オール久御山」で支援することにより、全てのこどもたちの未来が魅力的なものとなることを目指し、条例を制定するということで前文の方をまとめております。下の考え方ポイントのところですが、特に外部委員会でいただいた意見の中では、一番下の米印、課題は課題としてしっかり受けとめ、地域の方が活躍されているといった町の特色、良さを活かし、明るく前向きな取組となるよう発信していこうという意見をいただいています。めくっていただきまして、1目的です。目的のポイントとしましては、町全体「オール久御山」でこどもたちを支援していくということを検討委員会の中で明記していこうと言っていたいて、そこを特に町全体「オ

ール久御山」というキーワードを書いております。真ん中、2 定義につきましては、言葉の説明をさせていただいております。それから一番下、3 基本理念のところです。(1) こどもの権利が尊重され、生まれ育つ環境に左右されることなく課題や困難があっても、将来の夢や希望を持ちつづけられるよう、こどもにとっての最善の利益を考慮すること。それから次のページの(2) で、こども一人ひとりがもつ学びや育つ力を伸ばすとともに、こどもが他者との関わりを大切にして主体的に考え、行動していくための「生きる力」をはぐくんでいけるよう考慮することを基本理念としまして、続いて4 基本方針です。(1) で町の責務並びに保護者、地域住民等、こども園・学校・事業所及び町内企業がそれぞれの役割に応じ、主体的な取り組みを行うとともに、これらの者の相互の連携により、こどもが健やかに育つことができるための環境を整えること。(2) 教育、福祉、保健その他の関連分野において、こどもの育成に関して十分な連携を図った上で一体的な取組を行うこと。(3) 町が保有するこども及び子育て家庭の情報を集約して、活用することにより、こども及び子育て家庭に関する課題を早期に発見し、そのこども及び子育て家庭に対し支援の充実を図るとともに、その課題が深刻化することのないよう予防的な支援の充実を図ること。この3つを基本方針として整理しております。そして、5 各主体の責務及び役割で、まず5-1 町の責務として、(1) のところで先ほどのそれぞれの情報を集約してその活用を図るというところ、それから(2) で必要に応じ適切な支援を実施する。次の4 ページの上のところ、(3) こども園、学校等の保育・教育環境の整備及び充実を図ること。(4) それぞれの理解を深めるため、広報活動及びその他必要な措置を講ずるというところです。まず町については、責務としてこの4つの項目を整理しております。続いて、5-2 保護者の役割というところです。ここでは、保護者として責任の認識が必要であるというところです。こどもの健やかな成長に関し第一義的な責任があることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。ただし、困ったときは、周囲に必要な協力や支援を求め、取り組むものとする。困ったときは周囲に必要な協力や支援を求められるということをしかりと保護者にはわかってもらいたいということで、この文章を整理しております。5-3 地域住民等の役割につきましては、(1) で地域づくり、それから(2) で安心して子育てができる地域づくり、(3) でこどもとの交流・体験の機会を設けるというところです。それから5-4 では、こども園・学校・事業所の役割です。(1) でこどもが主体的に学び、生きる力を育むことができるように支えること。(2) で保護者、その家庭の支援を行うこと。(3) でこどもの安全確保を第一とし、こどもに関する課題に早期に気づき、町、地域住民等及び町内企業とも連携し、支援を行うというところです。それから5-5 町内企業の役割です。やはり久御山町の特徴として、町内企業についてきっちりと書いていこうというところでございまして、地域づくり体験等の活動を行うというところです。(1) 地域づくりに協力する。(2) 体験等の活動を主体的に行うというところです。それから5 ページの方

です。特に枠の中ですけれども、考え方・ポイントとしてご意見をいただいていたところ
です。1つ目の米印、家庭事情が複合的になればなるほど顕在化しない、表面化しない
傾向にある。周りにいる大人、学校の先生、こども食堂などが、子どもたちと信頼関係
を築き、みんなで連携してサポートしていくような条例になればというご意見。それか
ら2つ目、学校が家庭の状況まで踏み込む難しさはある。福祉との連携強化、情報収集
の中で対応力の向上は必要です。3つ目で福祉面では町内に放課後等デイサービスがな
いなど、町内に資源が少ない側面があります。民間の資源がつくっていける町になれば
と考えます。それから4つ目、5つ目については特徴でもある企業。夏休みに企業体験
など、企業も子どもたちにかかわっていけるようになればこどもの育ちの支えになると
考えます。また、子どもたちも将来、仕事に就くために学んでいくということを意識で
きれば学び続ける原動力につながると考えます。それから企業についても社会貢献に関
心が高い。行政の役割は信頼力を使って調整しつなぐことが大事ですというようにとこ
ろで、こういった形でいろいろ前向きなご意見いただきまして、次のアクションプラン
につなげていければと考えています。そして、最後に6のところで施策に係る実行計画、
いわゆるアクションプランの策定と公表についての規定、それから実施状況についての
検証、推進していく体制づくりについて定めています。以上、外部の検討委員会では4
回会議を行わせていただきまして、各委員ともこの条例について子どものこと、保護者、
地域や町内企業の役割など、条例の言葉一語一語丁寧に考えてくださりまして、この最
終案となったものでございます。また1枚、参考にパブリックコメントで出していただ
いた意見、合計4件でございますけれども、それに対する回答を付けてさせていただい
ております。この内容についても外部の委員会で確認していただいております。以上、
条例の説明とさせていただきます。

○内田教育長 説明が終わりました。質疑はございませんでしょうか。

○寺井委員 最初1回目の会議のときにどういう会議かなと思ったんですけども、すご
い熱量の会議で、素晴らしい先生で、最後の会議では魂の入った会議ということで教育
委員になって一番緊張しました。経験の中でいろいろなご意見も、教育委員会も大事と
言ってるので頑張って言わさせてもらいましたし、良い条例になったと思います。町の
責務とか保護者の役割とかも明記されていますので、これを条例化されてからも一生懸
命真摯に向き合っていないと、責任が一番あると思います。あとは教育に関して、や
はり役所は縦割りだが、この条例に関しては教育委員会が中心になって、教育と保育と
民生とか、他の部署、横の連携でこの教育を条例を守ってもらいたいし、その気持ちが
住民に伝わっていくと思います。でもこの条例が、いろいろな家庭の事情がある子、手
を差し伸べても拒否される家庭、差し伸べられない家庭もあるし、苦しんでる家庭もあ
るが、これが十分に浸透していけば一人でも多くの家庭、子どもを救っていくことにな
ると思います。

○豊田委員 本当によく議論され、いろいろな視点が、いろいろな立場の人の思いやを汲み取ったものをコンパクトによく作られたなと思って、これからも教育委員会での検討内容であるとか、その方向性にこれを反映していかないといけないと思います。

○田口委員 努力が目に見えてとても良いと思います。「オール久御山」ていうのが良いですね。でも難しいとも思いました。これが全ての意識というか考え方、取り組みの中の根底にあってくれたら、みんなで子どもたちを育てるという久御山のこれから向かっていってほしい方向に進んでいくのではと思いました。特にものづくりのまちとして企業が入っている、今まで全然考えてもいなかったと思います。そこも巻き込んでやっていこうという意識が出てきたので、とても素晴らしいなと思います。良い条例になって、それをまた私たちが子どもたちに、あるいは先生方に向けて取り組んでいきたいと思いました。

○内田教育長 私もずっと会議に参画させていただいて強く思うのは、本当に魂のこもったとおっしゃっていただいて、それぞれのPTAの皆さん、それから京都府の福祉関係の代表の方、いろいろな方が本当に久御山の子どもたちの未来のために考えてくださった結果ですので、条例ができて終わりではなくて、それを子どもたちは住民さんにどのようにわかってもらうのか、そしてどう動いてもらうのか、そこが大きく大事なことだと思っています。そのあたり、次年度でアクションプランに落とし込んでいきたいと思っていますので、またご意見いただけたらと思います。それでは議案第1号について採決をいたします。異議はございませんでしょうか。はい、ありがとうございます。議案第1号については可決いたしました。続きまして、議案第2号久御山町こども園・学校給食代替者補助要綱の制定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○内田学校教育課長補佐 議案第2号久御山町こども園・学校給食代替者補助要綱の制定についてご説明させていただきます。本日お配りしました資料をご覧ください。本年度の4月から町立こども園、町立小学校、町立中学校の給食費を無償化するとともに、教育事務委託事業で大橋辺から京都市立明親小学校及び美豆小学校へ通学されている児童の給食費実費分を補助することとしています。大橋辺から大淀中学校へ通う生徒さんについては給食の提供がないということで、無償化の対象外としておりました。しかし、不公平ではないかという声もありまして、久御山中学校と同額の単価で6月補正で補助金を支給することについてご説明をさせていただきましたが、今回はその補助金支給をするための要綱となります。併せて、アレルギー等でお弁当を持参されるお子さんの保護者に対しても補助金を支給することにします。以上、ご説明とさせていただきます。

○内田教育長 説明が終わりました。質疑はございませんでしょうか。

○田口委員 私学に通っているところについてはどうされるのですか。

○内田学校教育課長補佐 今回、私学に行かれてる方は対象外にしています。ご自分の

意思で私立に変えてる方とかは対象外にさせていただいてまして、校区であったり、町立の小中学校に行けない方について、補助させていただくということにさせていただいています。

○内田教育長 よろしいでしょうか。それでは議案第2号を採決いたします。異議はございませんか。ありがとうございます。それでは議案第2号については可決いたしました。続きまして、議案第3号久御山町放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○星野生涯学習応援課長 それでは議案第3号久御山町放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。議案書の一番下の提案理由をご覧ください。令和8年4月1日より、仲よし学級の運営を民間委託することに伴い、利用者の利便性向上を目的に開設日及び開設時間を変更するため、この度、関係箇所の改正を行うものでございます。具体的には現在、年末年始の仲よし学級の閉まっている閉級日なんですけれども、12月29日から年が明けて1月4日までお休みだったのですが、1月3日までとさせていただきます。それと土曜日及び小学校が長期休業中の開設時間ですが、現在午前8時からスタートしているものでございますが、午前7時半からとさせていただきたいというところでございます。1枚おめくりください。新旧対照表でございますが、改正箇所、第4条となります。第4条の第1項第3号はお盆と年末年始の閉休日についての規定となっております。1月4日となっていたものを1月3日に改正をさせていただきます。それから第2項第1号ですが、開設時間についての規定となっております。午前8時を午前7時半に改めさせていただきたいと考えております。以上、ご説明とさせていただきます。

○内田教育長 説明は終わりました。質疑はございませんでしょうか。それでは議案第3号を採決いたします。異議はございませんか。それでは議案第3号については可決をいたしました。本日は報告案件がございませんので以上をもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

午後3時12分 終了